

無料レポート

誰も教えない！！

知らないと大変なことになる！！

交通事故損害賠償の知識

特別版 緊急報告！「あるメール相談者の悲劇！」

貴方は保険会社に騙されていませんか？



【著作権について】

本書は著作権法で保護されている電子書籍です。

本書の取り扱いについては以下の点にご注意ください。

本書の著作権は「交通事故後遺障害慰謝料、損害賠償請求を考える会」

代表 赤川 静雄にあります。

上記人の文書及びその他考えうる手段を用いて、許可なく、本書の一部又は

全体をあらゆる手段（HP・ブログ・メルマガ・電子ファイル・ビデオ・

印刷物など）による複製、流転用・記載、転売することを禁じます。

著作権法違反は三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金刑に処せられ

ますのでご注意ください。

【免責事項について】

本書は著者の経験によって書かれているものであり、全ての読者様の利益を

約束・保証するものではありません。

全て自己責任において行動をお願いし、本レポートを使用したことで、

なんらかの不利益が生じましても、当方は一切責任を取らないものとします。

H P <http://www.jiko-zero.info/jiko-zero.html>

ブログ <http://safely.blog115.fc2.com/>

まぐまぐ <http://www.mag2.com/m/0000241683.html>

はじめに

皆様こんにちは！

「交通事故後遺障害慰謝料、損害賠償請求を考える会」

代表 赤川 静雄 と申します。

世の中には、交通事故損害賠償請求の知識の欠如から、
自動車損害保険会社に騙され払い渋られる交通事故被害者の不幸な
事例が後を断ちません。

悪質な払い渋りをする損保会社に対し、金融庁はコンプライアンス
の遵守を目的として、多くの行政指導が行われている昨今、
いまだに陰湿で卑怯な手法を駆使し払い渋る保険会社が存在します。
金融庁や無知な被害者に分からないよう駆使する姑息な手段の数々
は、目に余るものがあります。

払い渋る保険会社を攻めていても解決にはなりません！

そこで、私たちが情報提供を始めました。

「転ばぬ先の交通事故損害賠償知識」、是非お役立てください！

誰も教えない！！
知らないと大変なことになる！！

交通事故損害賠償の知識

特別版 緊急報告！「あるメール相談者の悲劇！」

貴方は保険会社に騙されていませんか？

(お断り)

これは最近あった本当の話ですが、相談者の名前等は
個人情報のため、記述できませんのでご了承ください。

なお、このレポートは、メルマガまぐまぐ

「知って得する交通事故損害賠償請求」No.0005 特別企画

「あるメール相談者の悲劇に学ぶ」を無料レポート用に

リライトしたものです。

交通事故損害賠償において、払う側と受け取る側には、個人の損害と企業の利益が複雑に絡み合っています。

しかし、交通事故被害者個人の力が巨大な企業に勝つためには、それ相応の知識を習得しなくてはなりません。

その努力を怠った時点、又は、全てを他人任せにした時点で、弱い被害者は巨大な組織に飲み込まれていきます。

先日、悪質とも思われる保険会社による払いしぶりの相談メールが、私のところに届きました。

内容を読み始めると、私が交通事故損害賠償で認識している数字がどうも噛み合わず、一旦紙に時系列的に書いてみることで、その保険会社のとんでもない払いしぶりの手口が、理解できると共に、わが目を疑いました。

交通事故損害賠償の知識の欠如から大損した典型的な例ですので、皆さんも一緒に考えてください。

メールの内容を要約すると、次のようになります。

「**昨年**の**12月**に交通事故被害者になり、**3月**に**後遺障害の認定を待たず**に**示談**した。」

「現在は後遺障害認定申請中であり、書類を提出して1ヶ月が過ぎたがまだ認定されない。

認定されるか不安なので、いつごろ結果が分かるのか知りたい？」
と言う質問でした。

メールの内容から判断すると、後遺障害は確実に認定されると思われま

す。
交通事故損害賠償の知識が多少ある方は、その驚くべき保険会社の行為がお分かりになると思いますが、

「**昨年**の**12月**に交通事故被害者になり、**3月**に**後遺障害の認定を待たず**に**示談**した。」を見て**別段疑問を感じない方は要注意です！**

その程度の交通事故損害賠償請求知識では、この被害者同様完全に保険会社に払い済られ泣き寝入りすることになります。

私は、このメールを見た瞬間、思わず「うそだろー！」と叫びました。

昨今これほど保険会社の「不払い」や「払いしぶり」が社会問題になっているなかで、いまだにこのような行為を、保険会社がしているのかと、この目を疑いました。

私は、何故そのように早い時期に示談をした（させられた）のか理解に苦しみましたが、いずれにせよいくら被害者が無知だからと言って、保険会社は反則ではないでしょうか？

保険会社には、後出しじゃんけんと最初はグーの違いを理解認識する人道的な意識はありません。

後から聞いた話で、なぜ早い時期に示談をしたのか理解できましたが、最初にこの相談をしてくれた被害者が、本来はもらえた損害を検証してからお話いたします。

もらえたというのは、十分な損害賠償知識を身につけていたら確実に請求できた損害賠償を意味します。

まず、時系列的には以下ようになります。

12月事故発生 任意一括対応開始

治療費・通院交通費

通院 休業損害等保険会社が負担

3月示談 積極損害・消極損害・慰謝料を清算

通院 治療費・通院交通費・

休業損害等全て自腹

6月後遺障害認定申請 後遺障害診断書作成料・ -----症状固定

追加画像料など全て自腹

(本来示談しなければ、この時点まで全て保険会社の負担になる)

後遺障害が残るような案件は、後遺障害の認定結果が出るまで
絶対示談してはいけません。

上の説明を見ていただければお分かりのように、**示談が成立すると**
任意保険会社からお**金が支払われることは二度とありません。**

後遺障害診断書を作成するためには、最低事故発生日より
6ヶ月以上経過している必要があり、後遺障害診断書を作成した日を
症状固定日と呼びます。

しかし、この相談者は3ヶ月で示談をしたため、後遺障害診断書
作成に最低限必要な6ヶ月を経過するまでの残り3ヶ月は、
全て自腹で通院しなくてはなりません。

さらに、後遺障害診断に必要な各種の検査料、診断書作成料、
画像診断料（RX・MR・CT等）の全てが自己負担です。

示談していなければ、たとえ途中で治療費の支払を止められても、
被害者が立て替えて払ったものを、後からきちんと回収する
法方があります。

結局、相談された被害者は、示談金を幾ら貰ったかは不明ですが、この程度の知識レベルだとすると、保険会社の提示する金額かあるいは見せ掛けで少しだけ増額した金額での示談ではなかったかと、老婆心ながら心配しています。

保険会社の得意のトークが頭に浮かびます。

(^_^)

「そろそろ3ヶ月ですから、当社の規定ではこれ以上治療費を支払うことができません。

後は、治療費を立て替えて通院するか、ここで一旦示談して、6ヶ月経過したら後遺障害の認定を受けてはいかがでしょう？

示談書にも、後遺障害が残った場合は、後遺障害の認定申請をし、認定されれば、自賠責保険金をお支払いしますと一筆書きますから、そんなに心配しなくても大丈夫ですよ。」

>^_^< >^_^<

この詭弁トークお分かりですね？

お分かりでないと、大変危険です！！

お分かりにならない方！

**交通事故にあわれた時は、徹底的に保険会社に丸め込まれて
しまいますよ！**

キーワードは、「自賠償保険と任意保険の関係」です。

では実際に、この相談者がどれだけ損したか検証しましょう。

3ヶ月で示談をすることで、任意保険会社は多額の保険金支出を
大幅に抑えることができます。

まず、後遺障害申請にいたるまでの全ての費用、治療費・通院費・

休業損害・通院交通費・通院慰謝料の3か月分と後遺障害診断書

作成料・各種画像診断料（レントゲン・MRI・CT等）・

各種検査料を当たり前ですが節約できます。

しかし、一般の被害者が気付かない、というよりあまり知られてい

ない**自賠償と任意保険の関係を悪用して**、とんでもない大きな

金額の払いしづりが行われています！

ここで、もし後遺障害が認定されたらどうなるのでしょうか？

もちろん、自賠責保険から後遺障害慰謝料と逸失利益が自賠責支払基準により定額で支払われます。

逸失利益：もらえる筈であったお金、休業損害や労働力喪失による収入の減額など。

しかし、自賠責支払基準は非常に低いものです。

後遺障害を残すような案件では、仮に裁判をした場合、後遺障害や逸失利益は自賠責保険の基準では低すぎるとして、弁護士会独自の算定基準でそれらを算出し直し、自賠責保険の支払額と弁護士会の算出した支払額との差を、任意保険会社に対し損害賠償の一部として、支払を求めることとなります。

簡単に言うと、自賠責の金額は社会通念上少な過ぎるから、常識的な金額との差額をください、ということなのです。

弁護士会の作成した算出基準を「地方裁判所支払基準」、略して「地裁基準」と呼びます。

では、自賠責支払基準と地方裁判所支払基準とでは、

どのくらいの差があるか見てみましょう。

仮に、先ほどのメール相談者が、後遺障害 14 級が認定されたと
します。

後遺障害等級には 1 ~ 14 級まで、支障の程度により分かれて
いますが、一番低い 14 級でさえ、実際どれだけ差が出るか
お見せします。

【後遺障害等級 14 級】

注) 地裁基準は東京弁護士会「赤い本」による

	自賠責基準	地裁基準	差 額
後遺障害慰謝料	3 2 万円	1 1 0 万円	7 8 万円
逸失利益	定額 4 3 万円	ライブニッツ法で 算出するのが主流	多 額

ライブニッツ式計算法：詳しく書いていると大変ですので、簡単に
説明します。将来における損害賠償を一時金で受け取る場合、

中間利息控除と言う概念が損害賠償の概念があり、中間利息を年 5% の福利で計算する法方です。

後遺障害慰謝料はどちらも定額で分かりやすいのですが、地裁基準の場合、逸失利益の計算は、被害者の収入と労働能力喪失率で決まります。

被害者の収入は、事故前年の税金を含む総収入額で、サラリーマンの場合は源泉徴収票に記載されている税込み金額になり、基礎収入額と呼びます。

計算式は

**基礎収入額 × 労働能力喪失率 × 労働能力喪失期間に対する
ライプニッツ係数です。**

基礎収入 650 万円の中堅サラリーマンの場合を例に、
計算してみましょう。

後遺障害 14 級 14 級の標準労働能力喪失率 = 5%

喪失期間 5 年 (1 ~ 5 年が最多)

喪失期間 5 年に対するライプニッツ係数 = 4.329

$650 \times 0.05 \times 4.329$ 140.7 万円

自賠償保険との差は $140.7 - 43 = 97.7$ 万円です。

後遺障害部分のみで見ても、後遺傷害慰謝料と逸失利益を併せて、

$78 + 97.7 = 175.7$ 万円の差が出てきます。

その他にも、自賠償支払基準と地裁基準を比較して大きく差がある

のは、入通院慰謝料と実通院日数の求め方です。

自賠償基準では入院も通院も慰謝料は変わりませんが、地裁基準で

は入院慰謝料と通院慰謝料に分かれています。

いかがですか？

先の保険会社は、被害者が損害賠償の知識がないことを良いことに、言葉巧みに3ヶ月で示談させることで、自賠責保険と地裁基準との差額部分を支払わないで済みました。

この相談者が、本来受け取れるはずの、目に見える損害賠償金と目に見えない損害賠償金を合わせると、かなりの金額になることが、お分かりいただけるかと思います。

地裁基準は裁判のみに使用する基準ではなく、調停や和解をする場合でも使用可能な基準であることを、一般の方は知りません。

裁判をせずに地裁基準で損害賠償を実現する知識と実践法方を、

「究極の交通事故損害賠償請求完全マニュアル」

<http://www.jiko-zero.info/jiko-zero.html>

で優しく解説しています。

このメール相談者が、もっと早い段階でこのマニュアルの存在を知っていれば、保険会社に騙され大損することも無かったのにと
思うと、残念でなりません。

では、なぜ後遺障害認定を待たずに3ヶ月で示談したのかと
言う話ですが、仮にこの相談者を女性の方でしたので、由実さんと
します。

由実さんは、現在彼氏と同棲中ですが、たまたま2人で乗せて
もらった友人の車が交通事故を起こしました。

最初のうち保険会社は2人の治療費や休業損害を払っていました。

しかし、若い2人は定職についておらず、アルバイト生活で
あったため、保険会社からもらう休業損害もわずかでした。

2人の怪我はかなり重く、通院意外は痛みで床に伏している生活
であり、やっとの思いで生活をしていました。

そして、事故から3ヶ月が経とうとするころ、保険会社による
お決まりの治療打ち切りと、休業損害の支払一時停止が始まります。

何も分からない若い人は、保険会社の言いなりです。

貯金などあるはずも無く、2人にとってこれから先どのように生活し通院してよいかを考える余裕もありません。

明日食べる食事にも困る日がすぐ来ることを良く知っている

保険会社の微妙な申し出に、2人は騙されてしまいました。

騙されたというより、そうせざる終えない状況を保険会社が作り上げたのです。

怪我で仕事に行けず収入の無い2人は、保険会社の支払ってくれる治療費と休業損害だけが頼りでした。

どうして保険会社が働けないこのような二人を、示談させられたか
というと、2人の怪我にありました。

重症の頸椎捻挫、いわゆる「ムチ打ち症」でしたが、由実さんの話を聞いてみると、MRIにより外傷性頸椎ヘルニアの他覚所見があるとのことでした。

外傷性の頸椎ヘルニアを発症するということは、かなり大きな事故だったのではないのでしょうか？

この2人には、確実に後遺障害が認定される事に気付いた
保険会社は、何が何でも後遺障害認定前に示談したかったに
違いありません。

しかも、保険会社にとって都合の良いことに、この若い2人は
交通事故の知識がまったく無く、「ムチ打ちは3ヶ月で治療終了」
トークを素直に受け入れてしまいます。

多少大目の慰謝料を渡し、2人の味方の振りをして払い済った
担当者の冷たく微笑む顔が浮かんでくるようです。

後遺障害が認定されても、自賠責保険しか受け取れない由実さんと
彼氏のその後の生活については、書きたくもありません。

このメール相談者のように、知識不足から本来もらえるべき
損害賠償を、保険会社に払い済られる交通事故被害者が、
これ以上増えないよう願って作られた、

「究極の交通事故損害賠償請求完全マニュアル」

<http://www.jiko-zero.info/jiko-zero.html>

がいらなくなる時代が、早く来ることを祈っています。

【まとめ】

現代は、加害者（保険会社を含む）天国日本であり、
加害者は知識のある被害者には、おとなしく賠償金を支払い、
知識がない被害者には請求できる損害を教えることをせず、
あわよくば何とか請求させない法方まで考え出し、
わずかな金額で示談させてしまおうとする不条理な社会です。

「究極の交通事故損害賠償請求」は、被害者が泣き寝入りしないための究極の手法であり、交通事故損害賠償の正しい知識を身に付けることで実現します。

知識こそ、最大の払い渋り対策の武器になるのです！

このような知識を発信し続けているメルマガ、ブログ、
マニュアルを有効活用して、賢い被害者になっていただければと
思っております。

「交通事故後遺障害慰謝料、損害賠償請求を考える会」

代表 赤川 静雄

最後までお読みいただきありがとうございました。

世の中、知らないと損することが多いものです。

しかし、今回のテーマに出てくる保険会社は、
コンプライアンス厳守と叫んでいても、法に触れなければ
何でも有りですか？

人道、人としての尊厳、誇り、良心はどこへ行って
しまったのでしょうか？

だまされる奴が悪いとおっしゃるのなら、だまされない努力を
しましょう！

【おしらせ】

このレポートに関するご質問を常時受け付けております。

ご遠慮なくお問い合わせください。

詳細は次のページです。

メールマガジン「知って得する 交通事故損害賠償請求」

発行責任者： 赤川 静雄

運営サイト <http://www.jiko-zero.info/jiko-zero.html>

ブログ 知って得する交通事故損害賠償の知識

<http://safely.blog115.fc2.com/>

まぐまぐ 知って得する「交通事故損害賠償請求」

<http://www.mag2.com/m/0000241683.html>

問い合わせ先： jiko-zero@intelli.sakura.ne.jp